

【留意事項】

- 1 育児休業手当金請求書と併せて育児休業支援手当金請求書を提出する場合は、育児休業手当金請求書に記載した事項と同一の事項については、育児休業支援手当金請求書への記載を省略することができます。（「組合員の氏名」、「組合員の組合員等記号・番号」及び「所属機関の名称及び所在地」を除く。）
- 2 育児休業支援手当金の請求書の添付書類については、育児休業手当金の請求時に提出した書類と同一の事実を証明する書類の提出を省略することができます。
- 3 請求金額における給付上限相当額は、地方公務員等共済組合法第70条の3第4項に規定する額となります。休業日数は週休日を除いて最大28日となります。

【添付書類】

- 4 この請求書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 配偶者が当該育児休業等に係る子について配偶者育児休業等をしたとき（当該配偶者が当該子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内にした配偶者育児休業等の日数が通算して14日以上であるときに限る。）**※配偶者が組合員の場合は不要**
 - ☐ 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等組合員の配偶者であることを確認できる書類
 - ☐ 配偶者の育児休業等の事実を証明する書類
 - (2) 配偶者が配偶者育児休業等の要件を課さない場合に該当するとき
「配偶者の状態」欄に記載された該当する番号に応じた次の書類
 - ☐ 1 戸籍謄本及び世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等（配偶者が行方不明の場合は、配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの又は罹災証明書）
 - ☐ 2 戸籍謄本（住民票において、組合員の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票（続柄あり）の写しでも可。
 - ☐ 3 裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し又は女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書
 - ☐ 4 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し又は組合員の配偶者であることを確認できる書類（**配偶者が被扶養者の場合は不要**）及び配偶者の直近の課税証明書（収入なしであることを確認するため。給与収入金額が記載されている場合は、子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類）
 - ☐ 5 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し又は組合員の配偶者であることを確認できる書類（**配偶者が被扶養者の場合は不要**）及び配偶者の直近の課税証明書（所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため。給与収入金額が記載されている場合は、子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類）
 - ☐ 6 母子健康手帳（出生届出済証明のページ）又は医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）等
 - ☐ 7 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し又は組合員の配偶者であることを確認できる書類（**配偶者が被扶養者の場合は不要**）並びに配偶者が育児休業等を行うことができないことの申告書及び当該申告書に記載された必要書類
 - (3) その他必要な書類